

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年3月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第52号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成25年1月9日京都市条例第33号）の施行期日は、平成25年5月7日とする。

（文化市民局地域自治推進室）